

別紙様式

意見書

平成21年1月15日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号: 105-0001

住 所: 東京都港区虎ノ門2-1-10

氏 名: イー・アクセス株式会社

代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号: 105-0001

住 所: 東京都港区虎ノ門2-1-10

氏 名: イー・モバイル株式会社

代表取締役社長 エリック・ガン

「IPネットワーク管理・人材研究会」報告書案に関し、別紙の通り意見を提出いたします。

- I. はじめに  
 この度の「IPネットワーク管理・人材研究会」を通じて、IP化が進む電気通信サービスに伴う種々の問題点についての様々な議論は、消費者へ安定したサービスを供給するにあたり、大変有意義であったと考えております。
- 次項以降にて、「IPネットワーク管理・人材研究会」報告書案(以下、本報告書案)に対して、弊社の意見を述べさせていただきます。

## II. 本報告書案に対する意見

項目	弊社意見
・第5章-1-1 電気通信主任技術者の選任基準の見直し(選任基準への地理的要件の追加等)	<p>地理的要件の例外適用に関するには、経過措置等画一的なメルクマールの設定に終わらず、個々の事業者のサービス形態や事業者毎のネットワーク構成をご考慮いただき、例外措置の取り扱いについてご配慮いただきたいと考えます。</p> <p>また、本件の要件化に際しましては、事前周知含め、準備のための十分な時間をご考慮いただきたいと考えます。</p>
・第5章-1-2 電気通信主任技術者の選任基準の見直し(実務経験の考慮)	<p>本件に関しては「電気通信主任技術者資格者証を得してからの実務経験」とすることが適当と考えます。</p> <p>ネットワークの集中監視を行う事業場に選任される電気通信主任技術者に求められる実務経験が「電気通信主任技術者として選任されてからの実務経験」となった場合、電気通信主任技術者を潤沢に保有する事が困難な事業者の場合、電気通信主任技術者の選任に関するハードルが高いものになると予想され、更に集中監視体制そのものについて再検討をせざるを得なくなる場合も考えられるため、今後も引き続き十分な議論を重ねる必要があると考えます。</p>

項目	弊社意見
<b>・第6章 端末設備のセキュリティ対策</b>	<p>宅内無線 LAN 等の端末設備のセキュリティ設定について      利用者から求めがあつた場合、工事担任者もしくは民間資格保有者が設定を行なうことは利用者保護の観点からは有益と考えますが、利用者が使用する機器には様々な物が想定され、且つ、設定希望の申出が工事実施中や事後の場合も想定されます。</p> <p>本件については、役務提供事業者・工事施工会社・端末機器メーカー等と、今後も引き続き十分な議論を重ねる必要があると考えます。</p>

以上